

飯山市に住んで働いている若者の

奨学金の返還を 支援します

令和6年度より

上限金額拡充

補助額

1年間で返還した奨学金の2分の1
年間上限金額

5万円⇒

(令和5年度まで)

10万円

補助期間 最長5年間

5年間で最高

25万円⇒

(令和5年度まで)

50万円

飯山市奨学生就職応援金

奨学金の貸与を受けた方が市内に居住し就労しながら返還している場合に、補助金を交付します。

対象者

- ☐ 平成28年3月以降に大学・高校等を卒業し、かつ1年間奨学金を返済し、いずれかに該当する方
 - ・企業等で通年就業している（正規雇用に限る、就業先は市内・市外を問いません）
 - ・市内において起業し、事業を行っている方
 - ・飯山市から認定新規就農者、または特定農業者の認定を受けている方
- ☐ そのうえで、以下のすべてに該当する方
 - ・市内に住所を有する方
 - ・市税の滞納がないこと
 - ・奨学金の貸与を受け、返還を滞納していないこと
 - ・申請日から起算して5年間市内に居住すると誓約できること

※毎年度10月1日～末日までの間に申請書と必要書類を提出してください。
審査を行い、適当と認めた場合に補助金を交付します。

申込み方法など、お問い合わせ先は下記まで

飯山市役所 移住定住推進課 移住定住係

電話番号：0269-67-0740 メール：ijuteiju@city.iiyama.nagano.jp

飯山市役所
公式サイト→

